

## ＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

# 論 呂

令和7年度第3号

通算第613号

令和7年(2025年)11月19日

尼崎市総務局

人事管理部給与課

### —合理化等について—

#### ◎日時・場所

令和7年(2025年)9月26日(金)午後3時30分～午後4時45分

(中央北生涯学習プラザ 学習室B・C)

#### ◎今回の交渉の主な目的

従前、合理化については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、今年度においても事務事業の見直し等について提案を行った。

#### ◎組合への提案

(提案メモ) 資源リサイクルセンター廃棄物資源化業務の委託拡大について

[別紙1](#)

(提案メモ) 児童相談所における勤務条件の設定について

[別紙2](#)

(提案メモ) カムバック採用について

[別紙3](#)

#### ◎具体的な交渉内容

##### 1 合理化について

###### 協議の要旨

当局から、合理化提案項目の具体的な内容について説明した後、協議を行った。

組合の主張	当局の回答
資源リサイクルセンター業務の委託拡大について	令和7年度末の退職動向を踏まえた委託拡大の提案となっている。
人員については常勤職員▲3人となっているが、今回の委託理由は。	約438万円を見込んでいる。
今回の見直しに係る効果額は。	人件費に係る部分のみの効果額か。
	そのとおりである。

見直し対象の業務に従事する職員の異動については、本人の希望を尊重するということですか。	人事異動のこととなるため、現時点で確定したことは言えないが、従前どおり本人の希望を踏まえる中で対応していきたい。
ごみの分類が多様化していることもあり、職員の判断が必要になる場合があるかと思うが、委託を拡大したことによって業務が停滞したりしないのか。	見直しの対象業務のうち、係長1人の定数は残し、その職員が委託業務のモニタリング等を担う方向で調整している。
退職動向を踏まえての委託拡大ということだが、残された職員の負担が増えないかが心配である。	そういった意見があることは原局に共有しておく。
今後の業務体制といった詳細部分については、原局と引き続き協議されるかと思うが、当局としてはその協議内容を尊重するということですか。	承知した。

#### 課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

## 2 児童相談所における勤務条件等について

### 協議の要旨

当局から、児童相談所における勤務条件の具体的な内容について説明した後、協議を行った。

組合の主張	当局の回答
夜間特殊業務手当の支給額はどのように設定しているのか。	クリーンセンターの夜間業務と同額とする予定であり、県や他都市とおおむね同水準のものと考えている。
児童相談所及び一時保護所においては24時間365日体制になるかと思うが、年末年始の取扱いはどうなるのか。	児童相談所においては休日給による対応、一時保護所にあっては、年間休日数が他の職員と同じになるよう振替等で対応していく。
一時保護所において取得上限人数を超えて年次休暇等の承認請求が行われた場合はどのように対応するのか。	一時保護児童数によって配置基準が定められており、保護児童の実人数の状況などによって業務運営上に支障がない範囲内であれば、上限人数を超えての取得が認められ、突発的に上限人数を超えるような場合は超過勤務で対応するか、代替職員を確保する予定である。
宿日直等の勤務体制はしないということか。	現時点ではその認識である。

翌年度の開設に向けて、人員確保の目途は立ったのか。	現在も定数調整が行われているため、確定したことは言えないが、福祉や心理といった専門職は通年採用しており、児童相談所の開設までには人員確保ができる見込となっている。
業務の特殊性を踏まえると、育児休業の取得やメンタル不調等による休職も発生するのではと考える。余裕を持った人員配置となるよう努めてほしい。	そういった意見を踏まえた人員配置に努めていきたい。
職員の安心・安全はどのように守っていくのか。警察と連携を取れるような体制は整備されるのか。	現職やOBの警察官を配置する予定であり、その職員を通じて県警とも連携を図りながら対応していきたい。
相談内容によっては警察職員との同行訪問も考えられるのか。	そうしたことも視野に入れながら原局で検討していくと思われる。

#### 課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

### 3 その他

組合の主張	当局の回答
<p><b>カムバック採用について</b></p> <p>従前より組合から要求していたものであり、提案が行われたことに対して評価したい。年齢要件は設けるのか。</p>	満50歳までとする予定である。
<p><b>限定特別昇給について</b></p> <p>限定特別昇給の実施日である10月1日時点で育児休業や休職中の職員については、復職時に昇給調整を行うという理解でよいか。</p>	その認識で差し支えない。
<p><b>採用について</b></p> <p>10月1日に採用される職員はどれほどか。</p>	10人程度を予定している。
<p>その前倒し採用によって、欠員補充はされたということか。</p>	年度当初にあった全ての欠員補充ができたものではないが、11月以降も随時前倒し採用を行い、欠員解消に努めていきたい。

以上

(給与課)



資源リサイクルセンター廃棄物資源化業務の委託拡大について（メモ）

R 7. 9.26

1 目的

業務執行体制の見直しに係る方向性を踏まえ、資源リサイクルセンターの廃棄物資源化業務について委託拡大を図るもの

2 実施内容

資源リサイクルセンターの破碎施設の運転管理業務について業務委託を行う。

3 実施時期

令和8年4月1日

4 人員

(1) 常勤職員▲3人

以 上  
(給与課)



児童相談所における勤務条件の設定について（メモ）

R 7. 9. 26

1 目的

令和8年4月1日から児童相談所が新たに設置されることに伴い、同施設で勤務する者の勤務条件の設定を行うもの

2 内容

児童相談所の一部業務及び一時保護所は24時間体制とすることから、変形労働時間制を導入する。また、児童相談所及び一時保護所における深夜勤務を特殊勤務手当の支給対象にする。（詳細は別紙のとおり）

3 実施時期

令和8年4月1日

4 諾否期限

令和7年11月17日

以上

（給与課）

## 1 児童相談所の基本情報

### (1) 場所

尼崎市若王寺2丁目18番6号 あまがさき・ひと咲きプラザ内

### (2) 施設概要

子どもの育ち支援センター新館

(1階) 児童相談所・いくしあの執務エリア

平日午前9時～午後5時30分

(2階) 一時保護所エリア (保護児童定員30名)

24時間体制

## 2 勤務時間

### (1) 児童相談所に配置される児童福祉司及び児童心理司

勤務名	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	労働時間
日勤	8:45	17:30	1:00	7:45
夜勤	16:00	翌9:30	2:00	15:30

### (2) 一時保護所に配置される児童指導員及び保育士

勤務名	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	労働時間
日勤	8:45	17:30	1:00	7:45
早出	6:45	15:30	1:00	7:45
遅出	12:15	21:00	1:00	7:45
夜勤	16:00	翌9:30	2:00	15:30

## 3 変形労働時間制の導入

### (1) 対象職員

① 児童相談所に配置される児童福祉司及び児童心理司

② 一時保護所に配置される児童指導員及び保育士

※ ①、②に指定される職員と同様の業務を行う職員を含む。

### (2) 労働時間制度

労働基準法第32条の2に規定する1ヵ月単位の変形労働時間制とする。

### (3) 適用時期

変形労働時間制の適用時期は令和8年4月1日とする。

### (4) 変形期間

4週間を1つの変形期間とする。

### (5) 所定労働時間

変形期間を平均して、1週間あたり38時間45分とする。

### (6) 勤務の決定

① 各日の勤務は、勤務計画表に定めることとする。

②勤務計画表は、変形期間単位で作成し、起算日の直前の勤務日までに各職員に通知する。

③業務の都合により、事前に本人に通知し、出勤・退勤時刻を繰り上げ、また繰り下げる変更し、または休日に勤務の必要がある場合には、当該週の開始前に通知し、他の曜日と振替変更して勤務を命じることがある。なお、週とは日曜日から月曜日の1週をいう。

#### 4 休日の振替等

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下、「勤務条件条例」という。)第6条第2項に規定する休日について、各自の1年度分の休日振替日をあらかじめ設定するものとする。

##### (1) 対象職員

上記3の(1)の②の職員

なお、上記3の(1)の①の職員については、休日給の支給で対応する。

##### (2) 休日振替日の設定について

前年度の末日までに休日振替日を設定し、該当職員に通知するものとする。

なお、休日数については、当該年度におけるその他の本市職員に与えられる休日と同日数とする。

##### (3) 1日の休日及び年休等休暇取得上限人数枠の設定について

一時保護所の職員配置については一時保護児童数に応じた配置基準が定められているため、1日の休日及び年休等休暇取得の上限人数枠を設定する。

上限枠については、年度ごとに設定することとし、(1)の対象職員数や(2)の休日数等を基に計算する。ただし、当日の一時保護児童の実人数や、他の代替職員の確保の状況など、一時保護業務の運営上支障がない場合には、上限枠を超えて休暇等を認めることとする。

##### (4) 上限枠の対象となる休暇等

勤務条件条例第8条に規定する年次休暇及び第16条の2に規定する夏季休暇及び

(2)の休日振替日

#### 5 特殊勤務手当(夜間業務手当)

##### (1) 対象職員

上記3の(1)の①②の職員

##### (2) 対象業務

児童相談所及び一時保護所に係る業務で、正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に及んで行われるもの

##### (3) 夜間特殊業務手当額

1勤務当たり 1,320円

(深夜における勤務時間が深夜の半分に満たない場合にあっては、660円)



## カムバック採用について（メモ）

R7.9.26

### 1 趣旨

労働力人口の減少による人手不足や、働き方の多様化が進む昨今において、やむを得ない理由で本市を退職した元職員に限定した職員募集を行い、人材確保に繋げるもの

### 2 内容

「出産、育児、家族の介護」等、やむを得ない理由で退職した元職員に限定した職員募集を行うもの

当該募集を経て採用された職員の給与・勤務条件は、退職時の職位・号給等を踏まえて決定するものとする。

### 3 実施時期

令和7年度秋以降の職員募集時

以上

（給与課）